

地域再生法の一部を改正する法律案の概要

背景

「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）

- 各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
- 地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

<本件に関する連絡先>
内閣官房地域活性化統合事務局
（問い合わせ担当窓口）
TEL: 03-5510-2475

地域再生計画の各段階での課題

（これまで1,690件の認定
（現在475件実施中））

I. 地域再生計画の作成

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・総合コンサル支援の継続

II. 地域再生計画の認定

- ・各省の計画をワンストップで運用してほしい

III. 認定地方公共団体への支援

- ・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

IV. 認定地方公共団体への支援

- ・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

改正の概要

1. 計画の作成フェーズ

- 国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設（第4条の3）
- 国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認（第5条第11項～第14項）

2. 計画の申請・認定フェーズ

- 認定手続・提出手続のワンストップ化
- ・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効（第17条の5～第17条の7）
- ✓ 中心市街地活性化基本計画（中心市街地活性化法）
- ✓ 構造改革特別区域計画（構造改革特区法）
- ✓ 産業集積形成等基本計画（企業立地促進法）
- ・地域再生計画と一括提出を可能に（第6条の2）
- ✓ 都市再生整備計画
- ✓ 地域公共交通網形成計画 等

3. 計画の実施フェーズ

- 内閣総理大臣による事務の調整・勧告（第10条の2）
- 中心市街地の賑わいを後押し
- 構造改革特区の規制緩和を同時に実現
- 企業誘致とインフラ整備を一体で推進
- コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策と一緒に企画・立案

4. 新たな特別の措置

- 農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等（第17条の2～第17条の4）
- （例）
農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

5. その他の改正

- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示（第3条の2）
- ・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣（第34・35条）
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構との連携を明示（第3条の3）
- ・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開（第36条）

予算・税制措置

法改正とは別途地域再生を推進するための予算・税制について要求・要望

（平成27年度概算要求）
（平成27年度税制改正要望）